

**無線 LAN 等の欧米基準試験データの活用の在り方に関する検討会（第 6 回）**  
**議事要旨（案）**

**1. 日時**

令和 4 年 10 月 17 日（月）10:00～12:00

**2. 場所**

Web 会議

**3. 出席者(敬称略)**

(1) 構成員

高田座長、前原座長代理、梅比良構成員、関口構成員、永井構成員、林構成員、赤澤構成員（パナソニック）、新井構成員（シャープ）、城田構成員（ケアルコム）、醍醐構成員（リコー）、高橋構成員（アンリツ）、成瀬構成員（バッファロー）

(2) オブザーバー

登録証明機関：

テレコムエンジニアリングセンター、ディーエスピー・リサーチ、  
テュフ ラインランド ジャパン、UL Japan

関係府省：

内閣府規制改革推進室

(3) 事務局(総務省)

豊嶋電波部長

堀内電波環境課長、瀬田電波環境推進官

臼田認証推進室長、石田認証推進室付、斎藤課長補佐

基幹通信室 石黒課長補佐

**4. 議事**

(1) 開会

(2) 議事

- ・前回議事要旨について
- ・無線 LAN 等の市場の現状について
- ・国内外メーカーヒアリングの結果について
- ・2.4GHz 帯無線 LAN 等の技術基準・測定方法の見直しの方向性について
- ・今後の検討事項について

(3) 閉会

## 5. 議事の経過

### (1) 前回議事要旨の確認

事務局から、第5回検討会議事要旨についての説明が行われた。

### (2) 無線 LAN 等の市場の現状について

事務局から、無線 LAN 等の市場の現状について説明が行われた。

主な意見の概要は以下のとおり。

- ・無線 LAN の経済価値の構成要素の一つとして示された「新しい価値（IoT、Wi-Fi ベースのアプリケーション、AR/VR 等）」には、LPWA 等の無線 LAN 以外による IoT や M2M（Machine to Machine）サービスの経済価値は含まれていないと考えてよいか。

(事務局からの回答) 基本的には無線 LAN による IoT 機器の経済価値が評価されていると理解している。

### (3) 国内外メーカーヒアリングの結果について

事務局から、国内外メーカーヒアリングの結果について説明が行われた。

主な意見の概要は以下のとおり。

- ・「国内の認証は費用の観点から国内の登録証明機関に依頼することがある」とあるが、これは多くの企業はそのようには対応していないという意味か。

(事務局からの回答) 日本を除く各国の認証取得については、海外の代行事業者にまとめて委託し、日本の認証は費用の観点から国内の認証機関に直接依頼しているというケースがあった。

- ・「日本の認証取得プロセスは独自性が強く、他の国との試験データを流用できない」とあるが、これはどのような意味か。日本、米国、欧州の技術基準はそれぞれ異なるため、いずれも独自性はあると考えられる。

(事務局からの回答) 欧米とは技術基準の閾値が異なるため試験データの流用ができないというご意見だった。

- ・そうであれば、日本、米国、欧州それぞれで技術基準は異なり、日本だけが独自の基準を定めているような表現は誤解を招くため、修正いただきたい。

(事務局からの回答) 承知した。

- ・市場展開の判断に関して、海外メーカーは、日本での市場展開に認証が障壁になることはないという意見があり、一方、国内メーカーからの、海外での認証制度が市場展開の障壁になることがあったとの意見については、日本の認証制度の問題ではないので、

誤解を招かないよう修正していただきたい。

(事務局からの回答) 日本の認証制度と海外の認証制度に関するご意見を切り分けて記載する。

- ・日本の技術基準の独自性に関する意見について、確かに欧州と米国の技術基準は異なるが、欧州、米国ともにそれぞれ複数の国の認証取得に試験レポートを流用できるという意味で共通性があると考えられる。日本の試験レポートを流用できる国はないため、その点をご指摘した意見と理解した。
- ・技術基準が相互に異なるという点と、他国で試験レポートの受入れが可能であるという点は別の議論である。資料の表現については事務局と相談して検討する。

- ・認証手続きの認証番号に関する指摘に関しては、日本の認証の申請時にも早期に番号発行を依頼することができるので、この点は既に対応する制度が既にあると認識している。

(事務局からの回答) 現行の制度上は登録証明機関が認証番号を発行するタイミングは定められておらず、各登録証明機関の判断で認証番号の発行タイミングを定めている。

- ・そうであれば、注釈を追加いただきたい。

(事務局からの回答) 承知した。

- ・認証機関の役割についての構造上のニーズギャップに関するご意見に関して、認証機関は公正・中立な立場が求められる一方、実態としては一定の認証のサポートはしていると思っていた。制度上そのようなサポートを行うことはできないのか、実態として行われているのか、また他国ではできるが日本ではできないということなのか、3点について確認したい。

(事務局からの回答) 我が国の登録証明機関については中立・公正な立場での認証が求められているため、コンサルティングについてはできないものと承知している。

- ・認証機関の役割についての構造上のニーズギャップに関するご意見に関して、申請者が機器の認証を得るために具体的なサポートを認証機関自体に依頼することは、利益相反になるためできないということではないか。認証機関として審査結果や指摘のフィードバックは、認証機関の業務と理解している。

(事務局からの回答) ご理解の通りである。海外において認証機関自身が認証の取得支援やコンサルティングをできるのかという点は事実関係を確認の上、別途回答する。

- ・国内メーカーからの「認証に係る情報が他国に比べて少ない」という意見はどのような意味

か。認証取得のための手順は基本的には公開されているのではないか。

(事務局からの回答) 日本においても認証に関する情報自体は公開されているが、米国 の KDB のような Q&A も含む整理された情報が相対的に少ないというご意見と理解して いる。

- ・メーカーヒアリングが口頭でのヒアリングのため、抽象的な表現になることや、話の 方向性がずれてしまうことはあると思うが、資料の記載について適宜注釈をいれるな どして情報を補足いただきたい。

(事務局からの回答) 承知した。

#### (4) 2.4GHz 帯無線 LAN 等の技術基準・測定方法の見直しの方向性について

事務局から、2.4GHz 帯無線 LAN 等の技術基準・測定方法の見直しの方向性について説 明が行われた。

主な意見の概要は以下のとおり。

- ・欧米基準試験データの活用に向けて情報通信審議会において議論する対象は 2.4GHz 帯に限るという認識で間違いないか。

(事務局からの回答) 本検討会のアウトプットの一つとして 2.4GHz 帯に限り技術基準の 見直しをしてはどうかと考えており、その方向性に対して構成員のご意見を伺うべく 見直しの方向性（案）を説明した。

- ・見直しにあたっては、複数の選択肢が考えられるが、ある条件の下では許容できるとい った観点での見直しでも構わないということか。

(事務局からの回答) ご指摘の点も含め情報通信審議会において審議いただければと考 える。

- ・見直しの方向性（案）に対して異論はない。ただし、見直しにあたっての視点を含め たほうがよいのではないか。例えば電波の能率的な利用の確保、イノベーションの促 進、日本の国際競争力向上等の公共の福祉増進という目的に対する具体的な視点を定 めることで、見直しの方向性が定まり議論がまとまりやすいのではないか。

(事務局からの回答) 承知した。

#### (5) 今後の検討事項について

事務局から、今後の検討事項について説明が行われた。

主な意見の概要は以下のとおり。

- ・米国では 2.4GHz 帯において 12ch、13ch が使用されていない。これらのチャンネルに

についての欧米試験データの活用の可否も含めて審議いただくのか。

(事務局からの回答) 留意点として整理して情報通信審議会に引き継ぐ。

(6) その他

事務局より、次回検討会の開催日程を再調整する旨の連絡があった。

(以上)